様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　1月　21　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあっとりんく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アットリンク  （ふりがな）せきはら　さとる  （法人の場合）代表者の氏名 関原　聡  住所　〒730-0802 広島県広島市中区本川町2-1-9  法人番号　5240001018327  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取り組みについて | | 公表日 | 2025年　　1月　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  <http://alnk.co.jp/2025/01/21/dx/>「DX推進の取り組みについて」に記載し公表をしている | | 記載内容抜粋 | 私たちは、DXを通じて地域社会と中小企業の未来を支え、新しい価値を創造するための挑戦を続けます。デジタル技術を活用し、人と社会がより豊かに、前向きに進化する社会を目指します。  「社会の変化に伴う課題」  労働人口の減少や働き方の多様化など、社会構造の変化により、デジタル技術の活用が必要となっており、中小企業においては、業務効率化や生産性向上が重要な課題です。  中小企業においては、業務プロセスのデジタル化が十分進んでいないケースがあります。  また、人材不足やコストの課題により、デジタル技術の導入が進みにくい状況があります。  **地域の経済活性化：**  ・DXによる業務効率化で中小企業が生産性を向上させ、地域経済の活性化に寄与します。  ・地域独自の価値をデジタルで発信し、新たな市場を開拓することで、地域のブランド価値を高めます。  **働き方改革：**  ・働く人々が時間や場所にとらわれずに業務を行えるようにすることで、ワークライフバランスを改善します。  ・デジタル技術を活用して労働負荷を軽減し、多様な働き方を実現します。  **社会課題の解決：**  ・データを活用した課題解決型サービスの提供により、地域住民の生活の質を向上させます。  ・環境に優しいビジネスモデルを推進し、持続可能な社会の実現を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取り組みについて | | 公表日 | 2025年　　1月　　21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  http://alnk.co.jp/2025/01/21/dx/「DX推進の取り組みについて」に記載し公表をしている | | 記載内容抜粋 | ・紙媒体での管理業務をクラウドベースのシステムに移行し、業務効率化を図ります。  ・エクセル業務をローコードアプリに移行し、単納期・安価で業務にあわせたカスタマイズ性のシステムを提供します。  ・クラウドベースのデータベースを活用して顧客データや業務データを蓄積・分析し、AIによる高度なデータ分析機能を導入することで、業務改善や経営分析情報の提供を通じてサービスの質を向上させ、迅速かつ的確な経営判断を支援します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会による承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  http://alnk.co.jp/2025/01/21/dx/ 「DX推進の取り組みについて」に記載し公表をしている | | 記載内容抜粋 | ・代表取締役社長をDX戦略における統括責任者とし、社内のDX改革のリーダーとしてDXによる課題解決に取り組む  ・顧客からクレーム・要望等について定期的（毎月）ミーティングを行い、PDCAサイクルを組み込んだ組織づくりに取り組む  ・最新のDX情報及びスキル向上のため教育・研修の予算を確保する  ・DX関連の資格取得を奨励、資格手当を支給し、DX人材を確保する  ・DXスキルについては、メンバーで定期的にミーティングを実施、最新情報共有する |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  http://alnk.co.jp/2025/01/21/dx/ 「DX推進の取り組みについて」に記載し公表をしている | | 記載内容抜粋 | ・業務効率化:効率化ツールを活用し、情報管理を強化します。  ・柔軟なインフラ:クラウド活用でリモート作業環境を構築します。  ・セキュリティ強化:クラウドデータベースでデータ保護とバックアップを実施します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取り組みについて | | 公表日 | 2025年　　1月　21　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  http://alnk.co.jp/2025/01/21/dx/ 「DX推進の取り組みについて」に記載し公表をしている | | 記載内容抜粋 | ・紙媒体での管理業務のペーパーレス化を実施、DXシステムで読み込める形式に変換を行い、クラウドデータベースに移行し、DX化前と比較して作業工数の５0%削減をする  ・業務システムをスクラッチ開発からローコード開発に変更し開発工数を８０%削減する  ・クラウドデータベースを活用して顧客データや業務データを蓄積・分析し、AIによる高度なデータ分析機能を導入し、DX化前と比較して分析時間工数を８0%削減する |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　1　月　21　日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  http://alnk.co.jp/2025/01/21/dx/ 「DX推進の取り組みについて」に記載し公表をしている | | 発信内容 | 私たちは、DXを通じて地域社会と中小企業の未来を支え、新しい価値を創造するための挑戦を続けます。デジタル技術を活用し、人と社会がより豊かに、前向きに進化する社会を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025　年　1　月頃　～　　　現在継続中 | | 実施内容 | IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の「DX推進指標事故診断フォーマット」による分析を、代表が行い、自己診断を提出しました。  受付番号： **202501AH00002121** |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2006年　　10月頃　～　　　現在継続中 | | 実施内容 | 「個人情報保護方針」を策定し、ホームページにて公表  http://alnk.co.jp/2020/12/21/kojin/ 「個人情報保護方針について」に記載し公表をしている  SECURITY ACTION（一つ星）宣言を実施し、2025年2月10日に自己宣言ID：41038838875を通知された  SECURITY ACTION（一つ星）から（二つ星）宣言を実施し、 2025年2月14日ステップアップした。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。